

緊急事態における事故情報連絡通報システムの構成・運用について

平成27年4月8日
原子力規制庁

1. 経緯

平成26年12月3日の原子力規制委員会において、実用炉施設等を所有する原子力事業者を対象とした原子力事業者防災訓練の報告会に関する報告を行った際、ERCプラント班と原子力施設事態即応センター（事業者本店等）との連絡通報システム（基本的にテレビ会議システム）の構成・運用の検討状況についてご質問があった。その後、訓練実績を積み重ね、より効率的な情報共有の方法について原子力事業者との意見交換等を行った結果、緊急時の事故情報連絡通報システムの構成・運用について当面以下のように運用することとしたいので報告する。

2. 今回の報告の範囲

○実用発電用原子炉施設における緊急事態発生時のERCプラント班を中心とする関係拠点間の原子力施設事故情報連絡通報システムの構成・運用

3. 各拠点に求められる機能

○ERCプラント班

- ・原子力緊急事態宣言の発出、住民防護措置の発動、政府関連の支援調整その他緊急事態発生時の政府の意思決定や状況判断に必要なプラント情報（原子力施設の状態、事故対策の状況・見込み、プラント状態の予測*等）を事態が許す範囲で情報収集・把握し、官邸等に参集している原子力規制委員長等に伝達する。

*…緊急事態となっている原子力施設については、一般に施設の正確な情報をリアルタイムで入手することは困難であると考えべきであり、リアルタイムのシミュレーションに過度に依存することは適切ではない。このため、事前に用意するシミュレーション結果を活用して、原子力施設の状態予測を行うことを基本とする。

- ・原子力災害対策本部長が発出する指示（原子力災害対策特別措置法）、原子力規制委員会が発出する命令（原子炉等規制法第64条）を原子力事業者に対して伝達する。
- ・原子力事業者等からERCプラント班へ要請された支援内容を担当機関等に伝達する。

○原子力施設事態即応センターへ派遣する規制庁職員（原子力規制委員長による派遣の決定後、早急に移動するが、原子力施設事態即応センターへの到着にかなりの時間を要する可能性がある。）

・原子力災害対策本部長が発出する指示（原子力災害対策特別措置法）、原子力規制委員会が発出する命令（原子炉等規制法第64条）の徹底。

・緊急事態において原子力事業者が事故対策に必要とする外部からの支援について、原子力事業者に対する助言を行うとともに、必要な場合には重要度に関する見解を付してERCプラント班に進言する。

・原子力施設事態即応センターにおいて得られる事故対策状況等に関する情報のうち、特に必要と考えられる情報をERCプラント班に報告する。

○原子力発電所緊急時対策所へ派遣する原子力規制事務所長又は所長が指名した原子力保安検査官

・ERCプラント班からの指示を受け、重大事故等対処設備の準備進捗状況や作業環境等の状況を原子力発電所緊急時対策所又は必要に応じて現場において確認・情報収集し、ERCプラント班に報告する。

・発電所の情報のうち特に必要と考える内容について、ERCプラント班に報告する。

注）緊急時対策所に派遣する原子力規制事務所長等の緊急時被ばく線量限度については、原子力事業者の緊急時被ばく線量と並行的に現在検討中。また、同規制事務所長等の退去判断等を含む問題については長官官房人事課長が所掌している。

4. 緊急事態における事故情報の収集・把握体制の運用の基本方針

・ERC各班は情報収集活動において、些細な質問の多発などにより、発電所を中心とする原子力事業者の事故対策活動を阻害しないように配慮する。

・ERCプラント班及び原子力施設事態即応センターに派遣された原子力規制庁職員は、必要な限度において事故対策のために必要と考える指導・助言を行うことができるが、原子力施設における事故対策の一義的責任は原子力事業者にあることを十分に認識し、その収束活動の妨げにならないよう十分に配慮する。

5. 事故情報連絡通報システムの形態（別図参照）

○ERCプラント班と原子力施設事態即応センター

・ERCプラント班と原子力事業者の事故対策本部席間で情報共有することを基本とする。

- これまでの訓練の中で、ERCプラント班との事故情報の共有に原子力事業者の事故対策本部の時間や関心が取られ、当該本部席における事故対策活動を阻害する可能性があることを認識した。このため、ERCプラント班との接触ポイントを原子力施設事態即応センター内の事故対策本部席とは別に設定し、これとERCプラント班との間を接続するテレビ会議システムの回線の追加を行い、プラント状態に関する技術的な情報の共有を主として担うことも可能とする。
- ただし、上記の場合において、原子力事業者は事故対策本部で議論されている内容を含め、原子力施設の状況を判断する等の観点から十分な情報をERCプラント班に伝達しうる様、接触ポイントの要員、配置、機材準備、訓練等を実施することが前提となる。また、事故対策に関する技術的意見交換を原子力発電所に聞くことなく対応できる人材を用意することが必要である。
- 事故対策本部席に原子力施設事態即応センターへ派遣する規制庁職員の席を確保し、規制庁派遣者が原子力事業者の事故対策活動について十分な状況把握ができるようにする。

○ERCプラント班と原子力発電所緊急時対策所

- ERCプラント班と原子力発電所緊急時対策所（事業者）の間は原則質疑応答のルートとしない（テレビ会議システムの回線はサポートとして必要）。
- 原子力発電所緊急時対策所に原子力規制事務所長又は所長が指名した原子力保安検査官の席を確保し、事務所長等が事故対策活動の現状・進捗・現場状況等について状況把握ができるようにする。

以 上

(別図)

緊急時の情報伝達ルート(イメージ)

